



令和 7 年 2 月 12 日

朝来市長 藤 岡 勇 様

朝来市報酬等審議会

会長

山本正之

朝来市鳥獣被害対策実施隊の隊員の報酬並びに特別職の常勤職員、議会の議員及び委員会の委員等の給料又は報酬の額について（答申）

令和 7 年 1 月 22 日付けで諮問のあった件について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

答 申 書

令和 7 年 2 月

朝来市報酬等審議会

はじめに

本審議会は、朝来市報酬等審議会条例に基づき、令和7年1月22日、市長から朝来市鳥獣被害対策実施隊の隊員の報酬並びに特別職の常勤職員、議会の議員及び委員会の委員等の給料又は報酬の適正な額についての諮問を受け、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 朝来市鳥獣被害対策実施隊の隊員の報酬

(1) 審議経過

新たに設置を予定している朝来市鳥獣被害対策実施隊は、市の鳥獣被害防止計画に基づき適切な被害防止対策を実施することを目的に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条を根拠に設置される機関である。

本審議会では、事務局から提出された資料及び説明により、本実施隊の業務、隊員の構成や既に設置されている他の自治体の報酬の額等を参考に質疑や意見交換を行い、提案された額について慎重審議を重ねた結果、次のとおり答申する結論に至った。

(2) 答申

朝来市鳥獣被害対策実施隊業務は、主に熊の有害捕獲対応に従事するものであり、危険が予測されることから提案された年額報酬では低いとの意見もあったが、本実施隊の隊員は、非常勤の公務員として公務災害補償が受けられることや狩猟税の免除を受けられること等、勤務条件での優遇があり、また、捕獲時には別途謝礼が支払われることや、提案された報酬額が他の自治体の報酬額と比較して低い状況にないことから、提案された額は妥当と判断する。

2 特別職の常勤職員、議会の議員及び委員会の委員等の給料又は報酬

(1) 審議経過

特別職の常勤職員の給料は、平成18年4月1日に約5%の引き下げの改定がされ、その後、市長及び副市長は据え置き、教育長は、平成26年の教育委員会改革に伴う法改正により特別職へ移行されたことに伴い平成27年4月1日に引き上げの改定が行われている。

議員の報酬は、平成18年4月1日及び平成27年4月1日にそれぞれ引き上げの改定が行われた。

行政委員会及び附属機関の委員等の報酬は、監査委員及び農業委員会委員等については、平成23年4月1日に引き上げの改定が行われ、その後、農業委員会委員等は、平成28年12月26日及び令和5年4月1日に引き上げの改定が行われた。また、監査委員のうち識見委員は平成29年4月1日から、教育委員会委員及び選挙管理委員会委員は、平成30年4月1日からそれぞれ引き上げの改定が行われたところである。

これらを踏まえ、本審議会は、兵庫県内の近隣団体及び人口規模、財政規模が類似している団体における給料・報酬等の状況に加え、本市一般職の給与改定率の推移、国家公務員の特別職の給与改定、市議会議員の会議・委員会等の開催状況のほか、県内の昨今の経済・雇用の動向等について、質疑や意見交換を行い、広範かつ多角的な観点から慎重審議を重ねた。

(2) 答申

県内における経済動向を図る指標である企業短期経済観測調査（令和6年12月）における業況判断DI指数は、令和6年12月期では13ポイントとなっているものの、3ヶ月後の予測では6ポイントとなり、先行きは慎重な見方となっている。

また、兵庫労働局が発表した但馬地域の有効求人倍率（令和6年11月分）は1.55倍で、前年同月期（令和5年11月）の倍率1.69倍を0.14ポイント下回っており、地域経済を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。

特別職等の給料・報酬は、地域活力の創生を始め、多種多様な災害等に備えた対応など、安心安全な生活を希求する市民の広範な声に対して、迅速果敢に市政運営を実行していく職務に相応しい額とすべきである一方、市民から理解が得られるものでなければならない。これらを踏まえ資料等に基づき審議を行い、次のとおり答申する。

ア 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長等常勤特別職の給料は、過去の改定状況や類似団体及び国家公務員の特別職の状況、また、一般職の給与改定等を考慮しつつ、その職務の内容や責任の度合いに応じて適正な額が決定されるべきものであると思料する。

現行の給料は、平成18年4月の改定以降、据え置きが続いている。一方で、一般職においては、3年連続で人事院勧告による増額改定が行われており、常勤特別職においても、一層の奮起を期待することも含め、増額を検討すべきとの意見もあった。

しかしながら、地域経済は、物価高騰等が及ぼす影響により先行きは慎重な見方となっており、市民生活を取り巻く状況は依然として厳しい状況にある。

また、市長、副市長及び教育長は、市民からの複雑、高度化する行政ニーズを的確にとらえつつ、人口減少社会を見据え、将来にわたって持続可能な行財政運営のもとで市民福祉の増進を図るために、新しい活力と魅力を創造する施策にトップとして責任を持って果敢に取り組むことが求められ、その重責により他の職員と比較し高い給料が支払われているものと思料する。

これらのことを総合的に勘案すると、現在の給料がそれに相応しい額であるのかという意見がある一方で、近隣団体及び県内類似団体との比較において本市常勤特別職の給料が大きく下回っているといった状況にないことや給料を引き上げる積極的な理由がないことなどから、現在の額を据え置くことが妥当と判断する。

イ 議会議員の報酬の額について

市議会議員は、市民から選ばれた代表として、市政の監視や議案の審議はもとより、複雑・多様化する市民からのニーズを的確に収集し市政に反映できるよう、今まで以上に、議員一人ひとりの高い見識と専門的知識が求められている。

本市議会においては、議会報告会や市議会モニター制度、タブレット端末を活用したペーパーレス化など、議会の活性化や開かれた議会の実現に向けて議会改革に積極的に取り組まれ、また、次回選挙からは定数を2人削減する中で、より効率的かつ効果的な議会の運営となるべく改革を進められている。

このような中において、平成27年度に報酬の増額改定を行っているものの、類似団体との比較において低い水準にあることや、特別職の給料との均衡等を総合的に

勘案すると、議会議員の報酬については、議長及び副議長は2.7%程度、議員は5.5%程度引き上げることが妥当と判断する。

ウ 委員会及び附属機関の委員等の報酬の額について

地方自治法第180条の5に規定する行政委員会の委員の報酬の額は、先に述べたとおり、監査委員及び農業委員会委員等については、平成23年4月1日に引き上げの改定が行われ、その後、農業委員会委員等は、平成28年12月26日及び令和5年4月1日に引き上げの改定が行われた。また、監査委員のうち識見委員は平成29年4月1日から、教育委員会委員及び選挙管理委員会委員は、平成30年4月1日からそれぞれ引き上げの改定が行われたところである。

今回、類似団体との報酬の額等を比較し、職務の内容を勘案して審議を行った結果、類似団体の報酬の額を大きく下回る状況にないことや報酬の額を引き上げる積極的な理由が見当たらないことなどから、現行の額を据え置くことが妥当と判断する。

また、地方自治法第202条の3に規定されている附属機関の委員等の報酬の額は、合併以降据え置かれている。附属機関の委員等は重要な職責を担っているところではあるが、職務の内容、出務日数の状況からすれば、類似団体の報酬の額を大きく下回る状況にないことや報酬を引き上げる積極的な理由がないことから、現行の額を据え置くことが妥当と判断する。

終わりに

本審議会は、多面的な角度から厳正・公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、上記結論のとおり本答申を行うものである。

人口減少が進む厳しい社会情勢において、限られた資源で新たな行政課題へ適切に取り組むために、地方自治の果たす役割はますます大きくなっており、より一層の効率的かつ効果的な行政運営が求められている。

今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、それぞれの職責での役割を果たしつづ一丸となって市民福祉の向上のために御尽力されることを期待するものである。

答申内容一覧

◆市長・副市長・教育長

職区分	改定後の額	改定前の額	備考
市長	月額865,000円	月額865,000円	据置
副市長	月額684,000円	月額684,000円	据置
教育長	月額635,000円	月額635,000円	据置

◆議会議員

職区分	改定後の額	改定前の額	備考
議長	月額453,000円	月額441,000円	12,000円増（改定率2.7%）
副議長	月額373,000円	月額363,000円	10,000円増（改定率2.8%）
委員長	月額352,000円	月額334,000円	18,000円増（改定率5.4%）
議員	月額342,000円	月額324,000円	18,000円増（改定率5.6%）

◆行政委員会・附属機関委員

職区分		改定後の額	改定前の額	備考
教育委員会	委員	年額311,000円	年額311,000円	据置
選挙管理委員会	委員長	年額155,000円	年額155,000円	据置
	委員	年額116,000円	年額116,000円	据置
	補充員	日額9,000円	日額9,000円	据置
監査委員	識見委員	年額650,000円	年額650,000円	据置
	議会委員	年額230,000円	年額230,000円	据置
農業委員会	会長	年額378,000円	年額378,000円	据置
	会長職務代理	年額324,000円	年額324,000円	据置
	委員	年額280,000円	年額280,000円	据置
	農地利用最適化推進委員	年額226,000円	年額226,000円	据置
固定資産評価審査委員会	委員長	日額10,000円	日額10,000円	据置
	委員	日額9,000円	日額9,000円	据置
朝来市鳥獣被害対策実施隊員		年額2,000円	—	新規
その他の委員会委員等		日額9,000円外	日額9,000円外	据置

報酬等審議会委員

会長	山 本 正 之
会長職務代理者	西 垣 隆
委員	伊 藤 宣 廣
委員	佐 藤 久美子
委員	中 西 充
委員	山 田 千恵子

報酬等審議会開催日

第1回 令和7年1月22日
 第2回 令和7年2月4日
 答 申 令和7年2月12日